

人 3 第 2 3 9 7 号
4 . 4 . 1 7
一部改正 人 3 第 2 4 4 0 号
8 . 5 . 1 1
一部改正 人 3 第 1 8 7 5 号
9 . 4 . 1
一部改正 人 厚 第 2 5 5 6 号
1 3 . 3 . 3 0
一部改正 防 人 計 第 3 5 4 号
1 9 . 1 . 9
一部改正 人 制 第 3 3 7 5 号
1 9 . 3 . 3 0
一部改正 人 給 第 4 3 7 1 号
2 1 . 3 . 3 1

防 衛 大 学 校 長
防 衛 医 科 大 学 校 長 殿
各 幕 僚 長

人 事 局 長

俸給の調整額の支給について（通知）

標記について、防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第36号）別表第1の3及び防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令（昭和62年政令第83号）附則第2項の規定に基づき、下記のとおり定め、平成4年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、俸給の調整額について（人3第2015号。62.4.17）は、廃止されたので、併せて通知する。

記

- 1 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第366号。以下「令」という。）別表第2の防衛大学の項（1）中「防衛大臣の定めるもの」は、理工学研究科後期課程及び総合安全保障研究科後期課程とする。
- 2 令別表第2防衛大学の項（1）及び（2）並びに防衛医科大学校の項（1）中「防衛大臣の定める者」は、理工学研究科前期課程若しくは理工学研究科後期課程、総合安全保障研究科前期課程若しくは総合安全保障研究科後期課程又は医

学研究科の担当を命ぜられている者で、これらの課程又は研究科において直接に講義、演習、実験若しくは実習の指導を年度を通じて2単位以上担当する者、又は主任として学生に対する研究指導及び論文指導を担当する者とする。

3 令別表第2の防衛大学校の項(3)及び防衛医科大学校の項(2)中「防衛大臣の定める者」は、次のすべてに該当する者とする。

(1) その者が職務を助けている教授又は准教授が、前項の学生に対する研究指導を常時担当するものであること。

(2) 次のイ又はロに該当する助教のうち、理工学研究科前期課程、総合安全保障研究科前期課程又は医学研究科の学生に対する十分な指導能力を有すると認められる者で、現に教授又は准教授を助けて前項の学生を直接指導する複雑、困難の度の高い業務に従事するもの(助教としての在職期間が6月未満のものは原則として除くものとする。)

イ 博士の学位を有する者

ロ 博士の学位を有する者に匹敵する業績を有する者(原則として修士課程修了後5年以上、医大卒業後6年以上又は大学(短大を除く。)卒業後8年以上の研究歴を有するもののうちから選考するものとする。)

(3) その者が理工学研究科前期課程、総合安全保障研究科前期課程又は医学研究科の授業科目の担当教官を補助して行う学生の指導(以下「授業補助指導」という。)及び主任指導教官を補助して行う学生の研究指導に従事する時間が年間において合わせて授業4単位分に相当する時間以上(このうち原則として授業補助指導の従事時間数が2単位相当以上)であること。

4 令別表第2の自衛隊に置かれる病院の項(8)中「防衛大臣の定めるもの」は、防衛医科大学校病院特定集中治療室とする。

5 令別表第2の自衛隊に置かれる病院の項(9)中「防衛大臣の定める者」は、前項に掲げる治療室に勤務する専任の医師とする。

6 令別表第2の自衛隊に置かれる病院の項(10)中「防衛大臣の定める者」は、受付その他の窓口業務(診療科の窓口業務にあつては、診療を受ける延患者数のうち結核又は精神病の延患者数が過半数である窓口の業務に限る。)を担当することを命ぜられ、かつ、現に窓口において外来患者及び入院患者に直接接することを常態とする事務官等とする。

7 防衛庁職員給与法施行令の一部を改正する政令附則第2項の「長官が認めるもの」は、次表の職員欄に掲げる事務官等とし、当該事務官等は、令別表第2の調整数が次表の令別表第2の調整数欄に掲げる調整数であるものに対応する令別表第2の職員欄に掲げられている事務官等に含まれるものとする。

職 員	調整数
危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者の助手	

放射線による治療その他の放射線の照射の業務の補助を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者の助手	二
精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業手	
結核病棟又は精神病棟に勤務する保清婦	
危険な病原体及び汚物の付直した物件を直接取り扱うことを常態とする消毒婦	
医事課の事務官等で患者の環境調査、患者及び家族の医療、身上相談等を行うことを常態とするもの	一

- 8 令別表第2の運用については、人事院から給実甲第609号（俸給の調整額の運用について）が発せられているので、これに定めるところに準じて行うものとする。